

「指定居宅サービス」

ふれあいサロン「ゆかし庵」 重要事項説明書

通所介護

当事業所は、ご利用者に対して通所介護サービス（デイサービス）を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
- (2) 法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
- (3) 電話番号 0735-72-3600 FAX 0735-72-3356
- (4) 代表者氏名 理事長 切士 桂
- (5) 設立年月日 昭和58年8月26日

2. 事業所の概要

事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定通所事業所 令和2年 4月1日指定
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 高瀬会 ふれあいサロン「ゆかし庵」
- (4) 事業所の所在地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地
- (5) 電話番号 0735-52-1121 FAX 0735-52-1122
- (6) 管理者 田中 稔夫
- (7) 運営方針 ご利用者が、要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴及び食事の提供、社会的孤立感の解消、その他必要な日常生活上のお世話及び日常生活動作の機能訓練を行うことによりご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (8) サービス開始年月日 令和2年 4月1日
- (9) 通常の事業実施地域 那智勝浦町・太地町
- (10) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日～土曜日（但し、12月31日～1月2日を除く）

※ただし地域支援事業と併せて実施、週6回（月、火、水、木、金、土）とさせていただきます。

受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時50分～16時00分
(11) 利用定員	20名（通常規模型通所介護）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に係る「居宅サービス計画書」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するサービスに係る通所介護計画に定めます

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです

- ① 当事業所の管理者に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます
- ② その担当者は通所介護計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対し説明し同意を得たうえでご契約者に交付します
- ③ 通所介護計画は居宅サービス計画が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して通所介護計画を変更します
- ④ 通所介護計画が変更された場合には、ご利用者に対して通所介護計画を交付し、その内容を確認していただきます

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画書」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです

- ① 要介護認定を受けている場合
 - 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います
 - 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します
 - 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったんお支払いいただきます（償還払い）
 - 「居宅サービス計画書」が作成された場合は、その「居宅サービス計画書」に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者のサービスを提供します
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます
- ② 介護認定を受けていない場合
 - 介護認定の申請に必要な支援を行います
 - 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します
 - 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます（償還払い）
 - 要介護と認定された場合は「居宅サービス計画書」を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います
 - 「居宅サービス計画書」が作成された場合は、居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます

○ 自立又は要支援と認定された場合は、契約は終了します

償還払い：介護認定を受けている場合で、居宅サービス計画が作成されていない場合及び介護認定を受けていない場合で後日、要介護と認定された場合は、市町村に対して負担額を請求できます

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	職員配置
1. 管理者	1名（生活相談員兼務）
2. 生活相談員	2名（管理者・介護職員）
3. 介護職員	3名（1名生活相談員と兼務）
4. 看護職員	2名（機能訓練指導員と兼務）
5. 機能訓練指導員	2名（看護師と兼務）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30 9：00～16：00
管理者・生活相談員	勤務時間 8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30 9：00～16：00
3. 機能訓練指導員	看護職員が兼務します

<職務内容>

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の支援、介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います

看護職員・・・ご利用者の健康管理や生活上の世話をしますが、日常生活上の支援、介護、介助等も行います

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を看護職員が担当します

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

ご利用者に対して通所介護サービスを提供します

利用料金の負担は下記のとおりです

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合
- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、利用料金の大部分は要介護度に応じて（通常 9 割）介護保険から給付されます

入浴

入浴は一般浴槽又は特殊浴槽で入浴することができます

排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

日常生活動作の機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための日常生活動作訓練を実施します

健康管理

看護職員が、健康管理を行います

サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度や提供時間帯に応じて異なります）

○ サービス利用料金（日額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	1,0080 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256 円	6,201 円	7,164 円	8,109 円	9,072 円
3. サービス利用に係る自己負担（1－3）	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円

☆ 上記の計算は、6時間以上7時間未満のサービス利用料金及び、自己負担 1 割の場合となります。

○ 加算費用

区 分	日 額
入浴介助加算（I）	40 単位

区 分	月 額
介護職員等処遇改善加算(II)	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 9.0%を乗じる。

☆サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合にはサービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

☆ご利用者が介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払いといいます）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が介護保険料に滞納等がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記サービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります

食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します

食 費：555円（おやつ代を含む）

食事時間：12：00～13：00

レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。材料費の実費をいただきます

おむつ代

実費相当額をいただきます

通常の実業実施地域外への送迎

通常の実業実施地域（那智勝浦町・太地町）以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記の料金をいただきます

通常の実業の実地地域を超えた地点から10km未満の場合 1,000円

通常の実業の実地地域を超えた地点から10km以上の場合

3kmごとに300円の追加となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは

新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の2日前までに事業所に申し出て下さい

- 利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の自己負担額の50%
利用予定日の2日前までに申し出がなかった場合	当日の自己負担相当額

- 介護保険給付の対象となるサービス及び食費の取消料については、上記の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は日時をご利用者に提示して協議します

6. サービス利用をやめる場合（契約終了について）（契約書第18条参照）

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間と同じ条件で更新され、以後も同様となります

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② ご契約者が死亡した場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|---|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合③ ご利用者が入院された場合（一部解除はできません）④ ご利用者の「居宅サービス計画」が変更され同意できない場合（一部解約はできません）⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報の守秘義務に違反した場合 |
|--|

- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 2 1 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第 2 2 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 1 8 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 1 1 条、第 1 2 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 1 1 条、第 1 2 条に規定される義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います
- ④ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、それを5年間保管します
ご利用者もしくはご家族等がその作成した個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします

- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体的拘束等を行なう場合があります
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、すみやかに、たかせ会記念診療所の医師、利用者の主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます
- ⑦ 事業者、サービス従事者及び職員はサービスを提供するに当たって知り得たご利用者又はご家族等に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に故意又は過失により開示、提供又は漏えいしたり、自ら使用しません（個人情報の守秘義務）

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持込の制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことはできません

- 衣類・下着・靴下・タオル類・おむつ等

(その他必要に応じてご相談します)

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください
- 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります
- 当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません

9. 事故発生時の対応について

ご利用者へのサービス提供時に、事故が発生した場合には、すみやかに、関係市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、介護事故報告書に事故等に際して採った処理等を記録します

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所はすみやかにその損害を賠償いたします。個人情報の守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を見極めて相当と認められる場合には、事業所の損害賠償を減じる場合があります

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(実施の有無 : 無)

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡を行うなど必要な措置を講じます

13. 非常時災害対策について

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき利用者及び従業者等への訓練を行います

14. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています

○ 苦情受付窓口

〔苦情受付担当者〕 浦木 健司（管理者）

電話番号 0735（52）1121

FAX 番号 0735（52）1122

受付日時 月曜日～土曜日 8：30～17：30

〔苦情解決責任者〕 切土 桂（理事長）

○ 第三者委員 小谷 一郎（監事） 電話番号0735-58-1262

濱 雅文（評議員）電話番号0735-58-0899

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 和歌山県運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073(435)5527 FAX 番号 073(435)5584 受付時間 9：00～17：30(月～金)
○ 和歌山県国民健康保険 団体連合会介護サービス 苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号 073(427)4662 FAX 番号 073(427)4664 受付時間 9：00～17：15(月～金)
○ 那智勝浦町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1 電話番号 0735(52)0555 FAX 番号 0735(52)3274 受付時間 9：00～17：15(月～金)
○ 太地町役場 住民福祉課	所在地 東牟婁郡太地町太地3767-1 電話番号 0735(59)2335 FAX 番号 0735(59)3375 受付時間 9：00～17：15(月～金)

15. 重要事項の説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して本書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
法人名 社会福祉法人 高瀬会
代表者氏名 理事長 切士 桂 ㊞

事業所名 ふれあいサロン「ゆかし庵」
説明者氏名 浦木 健司 ㊞

私は、本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、これを受領しました。

利用者
住所
氏名 ㊞

身元引受人
住所
氏名 ㊞

(連帯保証人)
住所
氏名 ㊞

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ私が利用者に代わって署名捺印押印を代行します。

署名代行者
住所
氏名 ㊞